

○湖北水道企業団水道事業における水道加入金の特別措置に関する規則

平成23年9月1日規則第3号

改正

平成25年3月29日規則第4号

平成26年1月20日規則第1号

平成27年3月25日規則第2号

平成28年3月29日規則第1号

令和元年9月27日規則第1号

湖北水道企業団水道事業における水道加入金の特別措置に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、湖北水道企業団水道事業給水条例（平成9年12月9日条例第3号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づく水道加入金（以下「加入金」という。）の軽減又は免除の特別措置を定めることにより、湖北水道企業団（以下「企業団」という。）の水道普及率の向上を図るとともに水道事業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加入金 条例第33条第1項の別表第1に定める加入金の額をいう。
- (2) 支援制度 企業団の新規水道加入者に対して、加入金の減免を行うことをいう。  
(支援制度の対象となる者)

**第3条** 支援制度の対象となるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 企業団構成団体が実施する産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置等（以下「特例措置」という。）の優遇を適用された特例法人の新規水道加入及び口径変更（増口径）の申込。
- (2) 令和元年10月1日以降に新規水道加入及び口径変更（増口径）の申込者で次条に該当する者。

(加入金の減免)

**第4条** 加入金の減免の対象となる対象者、口径及び減免額は別表による。

(減免の申請)

**第5条** この規則の適用を受けようとする者は、湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免申請書（様式第1号）を湖北水道企業団企業長（以下「企業長」という。）に提出しなければならない。

（減免の決定）

**第6条** 企業長は、前条による申請があったときは、内容を審査し、加入金の減免を決定したときは速やかに申請者に湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 第3条第1項第1号に規定する者で、既に加入金を納入していた者は、特例措置の適用を決定した後に加入金減免制度相当額を還付する。

（減免の要件等）

**第7条** 前条の規定により通知を受けた者は、給水開始後継続して6年間は湖北水道企業団の水道水の供給を受けなければならない。所有権、使用権等を移転したときも同様とする。

2 前項の規定に反した場合は、第4条の加入金減免相当額を支払わなければならない。ただし、別表第2及び別表第3の該当者には適用しない。

#### 附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月20日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第3条における特例措置による加入金の減免は、施行日以降に給水装置工事申請書を提出したものに限る。

附 則（平成28年3月29日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

### 別表第1

給水管の口径	区分	申込時において、自家水等の水源を使用している新規申込者。（一般家庭用）		新規申込者（一般家庭用）	
13ミリメートル		55,000円→	免除	55,000円→	免除
20ミリメートル		88,000円→	免除	88,000円→	33,000円
25ミリメートル		165,000円→	77,000円	165,000円→	110,000円

1. 加入金の額から55,000円を減免することを基本とする。

なお、自家水等を使用している者が、湖北水道企業団の上水道に切り替えることを目的として申込を行い、継続して6年以上使用する場合は、最大で88,000円を減免する。

2. 減免対象とする用途種別は一般家庭用とする。

3. 口径13ミリメートルの申込については用途区分が限定されることがある。

### 別表第2

給水管の口径	区分	新規の申込者で別表第1の区分に該当しないもの
13ミリメートル ～ 50ミリメートル		一律11,000円減免

### 別表第3

給水管の口径	区分	既加入者の口径変更（増径）申込
20ミリメートル ～ 50ミリメートル		一律 11,000円 減免

別表第4

給水管の口径	区分	企業団構成団体が実施する産業活動の活性化及び雇用 機会の創出のための固定資産税の特例措置等の優遇を 適用された特例法人の申込。
13ミリメートル		55,000円→ 免除
20ミリメートル		88,000円→ 免除
25ミリメートル		165,000円→ 免除
30ミリメートル		275,000円→ 免除
40ミリメートル		495,000円→ 免除
50ミリメートル		825,000円→ 免除
75ミリメートル		1650,000円→ 免除
100ミリメートル		2750,000円→ 免除
150ミリメートル		4400,000円→ 免除
200ミリメートル		8800,000円→ 免除
増口径		差額分 免除

## 様式第1号

### 湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免申請書

給水装置の設置場所	
給水管の口径	
加入金の減免額	
湖北水道企業団水道事業における水道加入金の特別措置に関する規則第5条の規定により、上記のとおり申請します。	
令和 年 月 日	
申請者 住所 氏名	
⑩	
湖北水道企業団 企業長	殿

※特例法人の特例措置申告後の課税免除決定通知の写しを添付すること

様式第2号

湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

殿

湖北水道企業団  
企業長

湖北水道企業団水道事業における水道加入金の特別措置に関する規則第6条の規定により、下記のとおり減免決定額を通知します。

給水装置の設置場所	
給水管の口径	
加入金の減免額	